

福岡県公報

平成18年11月17日
第2608号

目 次

告 示 (第2255号—第2280号)

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 4
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 6
○保安林の所在場所等	(治山課) 7
○保安林の所在場所等	(治山課) 7
○保安林指定施設要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課) 7
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 10
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課) 10
○土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課) 10
○土地改良事業の認可	(農地計画課) 10
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 11

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 11
○落札者等の公示	(健康対策課) 12
収用委員会	
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課) 12

告 示

福岡県告示第2255号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成18年10月31日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 西友古賀店
 - (2) 所在地 福岡県古賀市中央四丁目1番1号
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社九州西友	午前9時	午後11時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後11時30分まで	24時間

福岡県告示第2256号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市北泉四丁目1576-1、1578-4、1586-1、1587-1、1588、1589-2、1590-4、1590-5、1631-2、1637-2及び1638-1（第一工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市北泉四丁目32番13号

株式会社行橋ホンダ販売 代表取締役 濱田 勇

福岡県告示第2257号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡西区大字熊手字京良城1680、1681の2、1727の7、1727の14、1727の

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字京良城1680（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	江島建築線	前	三潴郡城島町大字江島332番6先から同郡同町大字江島589番7先まで	9.7 ～ 23.0	619.0

			後	久留米市城島町江島333番 1先から 同市城島町江島589番3先 まで	4.0 ～ 23.0	619.0
久留米	県道	江島線 筑後	前	久留米市城島町江島340番 1先から 同市城島町江島326番7先 まで	4.0 ～ 7.0	137.0
			後	同上	5.0 ～ 19.4	137.0

福岡県告示第2259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	江島線 筑後	久留米市城島町江島326番7先から 同市城島町江島105番1先まで

福岡県告示第2260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	直芦方屋線	前	中間市大字垣生50番6先から 同市大字垣生91番1先まで	10.0 ～ 21.5	222.0
			後	同上	10.0 ～ 17.0	222.0
北九州	県道	直水方巻線	前	中間市中間2丁目3997番11 先から 同市中間1丁目10017番先 まで	13.0 ～ 42.0	197.0
			後	同上	13.0 ～ 27.0	197.0

福岡県告示第2261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	中間田宮線	前	中間市中間8137番先から 同市大字垣生145番2先まで	23.8 ～ 85.0	443.0
			後	同上	21.0 ～ 80.0	443.0

福岡県告示第2262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中間線 宮田	中間市中間8137番先から 同市大字垣生145番2先まで

福岡県告示第2263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
朝倉	国道	386号	前	朝倉市牛鶴1281番2先から 同市相窪489番2先まで	10.0 ～ 15.0	106.6
			後	同上	10.0 ～ 20.0	106.6
朝倉	県道	女男石線 野町	前	朝倉郡筑前町高上17番1先 から 同郡同町高上81番2先まで	6.0 ～ 9.5	340.5

			後	同上	9.7 ～ 12.2	340.5
--	--	--	---	----	------------------	-------

福岡県告示第2264号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市天拝坂3丁目1番134
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区那の川1丁目24番1号
株式会社九電工福岡支店 常務取締役支店長 西村 松次

福岡県告示第2265号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三池郡高田町大字江浦字八反田322番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市住之江区北加賀屋1丁目4番26-812号
永井 新一

福岡県告示第2266号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年11月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 筑紫野ドリームモール 東側敷地
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836-5 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ユニディオコーポレーション	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社レッドキャベツ	山口県下関市山の田本町1-9
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番1号
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4-39-8
株式会社ミスター・マックス	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
未定(2店舗)	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年7月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,897.37m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県筑紫野市大字原田836-5 外	847

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県筑紫野市大字原田836-5 外	315

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県筑紫野市大字原田836-5 外	474.2

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県筑紫野市大字原田836-5 外	148.77

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社レッドキャベツ	午前9時	午後10時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後9時
株式会社マックハウス	午前9時	午後9時
株式会社チヨダ	午前10時	午後8時
株式会社ミスター・マックス	午前10時	午後9時
未定(ドラッグストア)	午前9時(予定)	午後10時(予定)
未定(雑貨店)	午前9時(予定)	午後8時(予定)

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時00分まで

(一部 午前8時30分から午後10時30分まで)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

7ヶ所 福岡県筑紫野市大字原田836-5 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第2267号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年11月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）筑紫野ドリームモール 西側敷地

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836-4 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ユニディオコーポレーション	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社積文館書店	福岡県福岡市南区大楠二丁目23番5号
株式会社デオデオ	広島県廿日市市材木港南8-22
株式会社 迫田	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目9-17
未定（3店舗）	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年7月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

12,012.90m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
福岡県筑紫野市大字原田836-4 外	733

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
福岡県筑紫野市大字原田836-4 外	320

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
福岡県筑紫野市大字原田836-4 外	452.4

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
福岡県筑紫野市大字原田836-4 外	253.92

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社積文館書店	午前10時	午前1時
株式会社デオデオ	午前9時	午後9時
株式会社 迫田	午前10時	午後8時
未定（紳士服店）	午前10時（予定）	午後8時（予定）
未定（2店舗）	未定	未定

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前1時30分まで

（一部 午前8時30分から午後10時30分まで）

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
6ヶ所 福岡県筑紫野市大字原田836-4 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
-

福岡県告示第2268号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所
福岡市早良区大字西油山字大谷1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2269号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告

示する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

福岡市西区能古字松尾1611の262、1611の265から1611の268まで、1611の270から1611の272まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2270号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年9月17日農林水産省告示第1463号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2271号

本道寺・香園土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
平嶋 康敏	筑紫野市大字本道寺203番地
日永田 稔	〃 大字香園222番地の4
稗田 保馬	〃 大字本道寺153番地の5
矢ヶ部 清隆	〃 〃 134番地の3
平嶋 一男	〃 〃 363番地

2 就任監事

氏名	住所
平嶋 正一	筑紫野市二日市北2丁目3番3-410号
日永田 美月	〃 大字香園124番地の1

福岡県告示第2272号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人プラチナネットワーク21

(2) 代表者の氏名

伊藤 雅代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市大字原750番地72

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に起業を志す中高年齢者や起業家に対して、起業実現・達成の為の支援ネットワークの構築、ITを活用した起業時のサポート、起業後の組織の発展や起業者自身の成長のサポートなどを行うとともに、併せてボランティア活動や地域活動への参加支援を行うことで地元経済の活性化及び中高年齢者の生き甲斐づくりの推進を図り、また後見に関する事業を行うことで市民の人権や福祉の増進を図り、もって地域社会全体の利益に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第2273号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人宇美町障がい者共同作業所福祉工房わかくす

- (2) 代表者の氏名
藤木 基莊
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目40番3号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障がい者で、雇用されることが困難な人を通所させて、自立に必要な生活指導、並びに作業訓練を行うと共に、障がい者と地域住民との交流を促進することで生活内容の充実を図ることを目的とする。

福岡県告示第2274号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福岡市狂犬病予防推進協会
 - (2) 代表者の氏名
片岡 昭典
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区平尾5丁目4番17号 かた21動物病院内
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市民およびその飼い犬に対して、狂犬病予防の重要性の啓発と狂犬病予防注射実施普及に関する事業を行い、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより、福岡市民の公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること、又これをもって狂犬病フリーという安全な市民生活環境を、

継続的に福岡市で維持していくとともに、動物の飼育に関する教育を行うことで、好ましい動物の飼育方法の普及をはかることを目的とする。

福岡県告示第2275号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福祉でまちがよみがえる会
 - (2) 代表者の氏名
平田 聖子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大牟田市築町2番地9、2番地10
 - (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、協力ボランティア及び会員間の相互協力と連帯のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、大牟田市民に対してまちづくりに関する啓発・交流事業、福祉活動を目的とした地域通貨及びタウンモビリティに関する事業などを取組むことにより、地域社会の親睦を深め、もって、まちづくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、協力ボランティア及び会員間の相互協力と連帯のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、大牟田市民に対してまちづくりに関する交流啓発事業、福祉活動を目的とした地域通貨やタウンモビリティに関する事業及び在宅介護支援活動などを取組むことにより、地域社会の親睦を深め、もって、まちづくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2276号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ワンストップリーガルネットくるめ

(2) 代表者の氏名

有馬 良信

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市旭町51番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもや女性を含む地域住民、企業、団体及び在住外国人に対し、雇用問題や子どもをめぐる諸問題など広い分野において、総合的なリーガルサポートに関する事業を行い、円滑な社会生活、地域活性化及び人権の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年11月8日付で定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
京都郡みやこ町勝山黒田 (黒田地区第4換地区)	換地計画書の写し	平成18年11月17日から 平成18年12月18日まで	みやこ町役場

福岡県告示第2278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成18年10月27日付で適當であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (有田地区)	土地改良事業計画書の写し	平成18年11月17日から 平成18年12月18日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (板持地区)	土地改良事業計画書の写し	平成18年11月17日から 平成18年12月18日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (波多江地区)	土地改良事業計画書の写し	平成18年11月17日から 平成18年12月18日まで	前原市役所

福岡県告示第2279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日

前原市土地改良区	農道整備事業 (井原地区)	平成18年10月30日
	農道整備事業 (末永地区)	
	農道整備事業 (波多江地区)	
	農道整備事業 (大門地区)	

福岡県告示第2280号

解散した清算法人山家土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
堀江勝	筑紫野市大字山家4375番地1
木村久利	〃 〃 5166番地
井上喜雄	朝倉郡筑前町中牟田467番地
加島康文	筑紫野市大字山家5247番地
神崎久	〃 〃 4495番地
砥綿孝司	〃 〃 4978番地
豊田茂満	朝倉郡筑前町中牟田256番地

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 前原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 前原都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年12月22日 午後7時から9時まで

(2) 場所

前原市役所 501会議室（前原市前原西1丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 前原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
(ア) 区域区分の方針
- (2) 前原都市計画区域区分の変更の案の概要
市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。
- (3) 閲覧
同案については、平成18年11月17日から同年12月1日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び前原市建設都市部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年12月1日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

- (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量

坑インフルエンザウイルス薬タミフル 100カプセル入り19,369箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健福祉部健康対策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年10月11日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

中外製薬株式会社

(2) 住所

東京都北区浮間5丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

438,882,171円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）に該当

収用委員会

福岡県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年11月17日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

二級河川御笠川水系御笠川改修工事（河川激甚災害対策特別緊急事業）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 [() は公簿地積]
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目	不明 ただし 92番又は1001番1	宅地	不明（92番は266.45平方メートル、1001番1は7,363平方メートル）のうち、収用しようとする土地の面積最大43.88、最小0平方メートル、使用しようとする土地の面積最大4.03、最小0平方メートル
	92番	宅地	不明 ただし最大316.10、最小268.18（266.45）平方メートルのうち、使用しようとする土地の面積6.9平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土

地図書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 不明 ただし92番又は1001番1の土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし今橋シカヨ

福岡県福岡市博多区対馬小路11番3号

又は

国土交通省

上記代理人 福岡県知事 麻生 渡

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

(2) 92番の土地所有者の氏名及び住所

今橋シカヨ

福岡県福岡市博多区対馬小路11番3号

5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年11月2日

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)